

日本統計学会統計活動賞規程

(目的)

第1条 研究や教育に限らず、広く統計学及び統計の分野において高く評価しうる活動を顕彰するため、日本統計学会統計活動賞（英名：JSS Achievement Award）を設ける。

(対象範囲)

第2条 授賞の対象は、次に掲げる分野の活動である。

- (1) 統計学及び統計を支える基盤の充実・高度化（統計関連領域の研究・教育組織の設立、実務家へのサポート、統計に関する企画・推進等）
- (2) 研究・教育のための環境整備に対する貢献（ソフトウェア、データ・ベースの開発及び支援等）
- (3) 新たな研究領域・分野の開拓
- (4) 新たな統計の作成（個人、グループ・団体等による統計の作成と継続、及び作成機関における従来活動を越えた取組み等）

2 授賞対象は、毎年2件以内とする。

(選考方法)

第3条 授賞対象となる活動は、日本統計学会に設けた選考委員会が会員からの推薦を受けて選考する。選考委員会は、日本統計学会会長、前会長、理事長、学会活動特別委員会委員長、及び会長が推薦し社員総会が承認した者若干名により構成する。

2 選考委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 最終選考は他の学会賞選考委員会との合同委員会における調整を経て決定する。

(賞の内容)

第4条 授賞対象となる活動を担った個人又はグループ・団体には、賞状及び賞牌を授与する。

(発表方法)

第5条 選考委員会は、選考結果を日本統計学会社員総会及び会員大会に報告し、大会期間中に授賞式を行う。

付則

1. 本規程は2011年4月1日より施行する。
2. 本改定版は2018年3月4日より施行する。
3. 本改定版は2018年6月10日より施行する。